

平成 28 年度第 13 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 3 月 22 日（水曜日）10 時 00 分～11 時 30 分

2 場所

大阪市役所本庁舎 4 階 第 1 特別会議室

3 出席者

井筒委員長（部会長）、小林委員、滝口委員
（事務局：人事室人事課）

山口人事課長代理、津田担当係長、永岡係員
（交通局経営管理本部職員部労務課）

坂本労務課長代理、中川担当係長
（水道局総務部職員課）

小松職員課長代理、小岸担当係長

4 議題

3 月 30 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 会議要旨

以下の事案の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

- (1) 東淀川区役所職員の職務専念義務違反事案
- (2) 東成区役所職員の不適切なメール事案
- (3) 鶴見区役所職員の出勤簿の改ざん事案
- (4) 環境局職員のマイカー通勤事案
- (5) 環境局職員の公務上交通事故事案（4 件）
- (6) 建設局職員のマイカー通勤事案
- (7) 交通局職員の公務上交通法規違反事案
- (8) 交通局職員の不適切な事務手続き事案
- (9) 交通局職員の市バス運行遅延事案
- (10) 水道局職員の公務執行妨害事案
- (11) 人事室職員の分限処分事案
- (12) 財政局職員の分限処分事案

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7514

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp